

# 日常生活用具の給付

## 日常生活用具の給付について

- 対象者……重度の身体障害者・知的障害者の方で、日常生活用具の支給が必要と認められる方。
- 費用……自己負担額は市区町村で決定し、通知されます。
- 窓口……市区町村の福祉事務所。

### ●日常生活用具給付の流れ

- 1 ご利用者が市区町村の窓口相談、申請をします。
- 2 市区町村で支給の可否を決定し、通知書と給付券がご利用者に送付されます。
- 3 市区町村から委託業者に通知がきます。
- 4 業者から申請した用具を受け取り、給付券に押印し、自己負担額を、業者に支払います。

## 日常生活用具給付の種目

対象区分	肢 体	視 覚	聴覚・音声・言語	その他	知的障害
種 目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パーソナルコンピューター</li> <li>●特殊便器</li> <li>●浴槽（洋式）</li> <li>●湯沸機</li> <li>●入浴補助用具</li> <li>●訓練椅子</li> <li>●移動用リフト</li> <li>●特殊マット</li> <li>●移動・移乗支援用具</li> <li>●洋式便器</li> <li>●特殊寝台</li> <li>●訓練用ベッド</li> <li>●特殊尿器</li> <li>●入浴担架</li> <li>●体位変換器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●視覚障害者用ポータブルレコーダー</li> <li>●視覚障害者用時計（触読式・音声式）</li> <li>●視覚障害者用タイムスイッチ</li> <li>●点字タイプライター</li> <li>●視覚障害者用電卓</li> <li>●電磁調理器</li> <li>●視覚障害者用体温計（音声式）</li> <li>●視覚障害者用はかり</li> <li>●視覚障害者用体重計</li> <li>●点字図書</li> <li>●視覚障害者用拡大読書器</li> <li>●歩行時間延長信号機用送信機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●聴覚障害者用屋内信号装置</li> <li>●聴覚障害者用通信装置（FAX等）</li> <li>●聴覚障害者用情報受信装置（文字放送デコーダー）</li> <li>●携帯用会話補助装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●点字ディスプレイ</li> <li>●透析液加湿器</li> <li>●酸素ボンベ運搬車</li> <li>●ネブライザー（吸入器）</li> <li>●吸引器（電気式たん吸引器）</li> <li>●火災報知器</li> <li>●自動消火器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特殊便器</li> <li>●電磁調理器</li> <li>●頭部保護帽</li> <li>●特殊マット</li> <li>●火災報知器</li> <li>●自動消火器</li> </ul>

# 補装具費の支給

## 補装具費の支給について

- 支給対象……身体障害者の方で、補装具の支給が必要であると認められる方。
- 費用……原則として、補装具の費用の一割の負担。補装具の購入・修理に通常要する費用の基準額を超える部分については、全額自己負担となります。ただし、世帯の所得の状況等に応じて1ヶ月の負担上限額が定められます。
- 支払方法……償還払方式と代理受領方式があります。詳しくは市区町村の窓口にお問合せください。

### ●補装具支給の流れ

- 1 市区町村の障害福祉窓口相談、申請をします。
- 2 判定を受けます。
- 3 市区町村で支給の可否を決定し、通知書及び支給券がご利用者に送付されます。
- 4 契約を業者と行います。処方内容に基づき、業者が補装具を製作します。
- 5 仮合わせ・適合判定を受けます。
- 6 出来上がった補装具を受け取ります。自己負担額を支払います。

## 補装具の給付の種目

- 盲人安全杖 ●義眼 ●眼鏡 ●補聴器 ●車いす ●電動車いす ●座位保持いす ●起立保持具
- 歩行器 ●頭部保持具 ●排便補助具 ●歩行補助つえ ●重度障害者用意思伝達装置

※詳しくは市区町村の福祉事務所にお問合せください。  
 ※市区町村によって取扱いが異なる種目もございます。  
 ※一部当社で扱っていない種目もございます。  
 ※記載内容は法改正等により変更される場合があります。